

# 自治体とコミュニティの関係性を踏まえた人材確保のあり方

ルーテル学院大学  
学長 市川一宏

# 1) 介護保険制度の現状

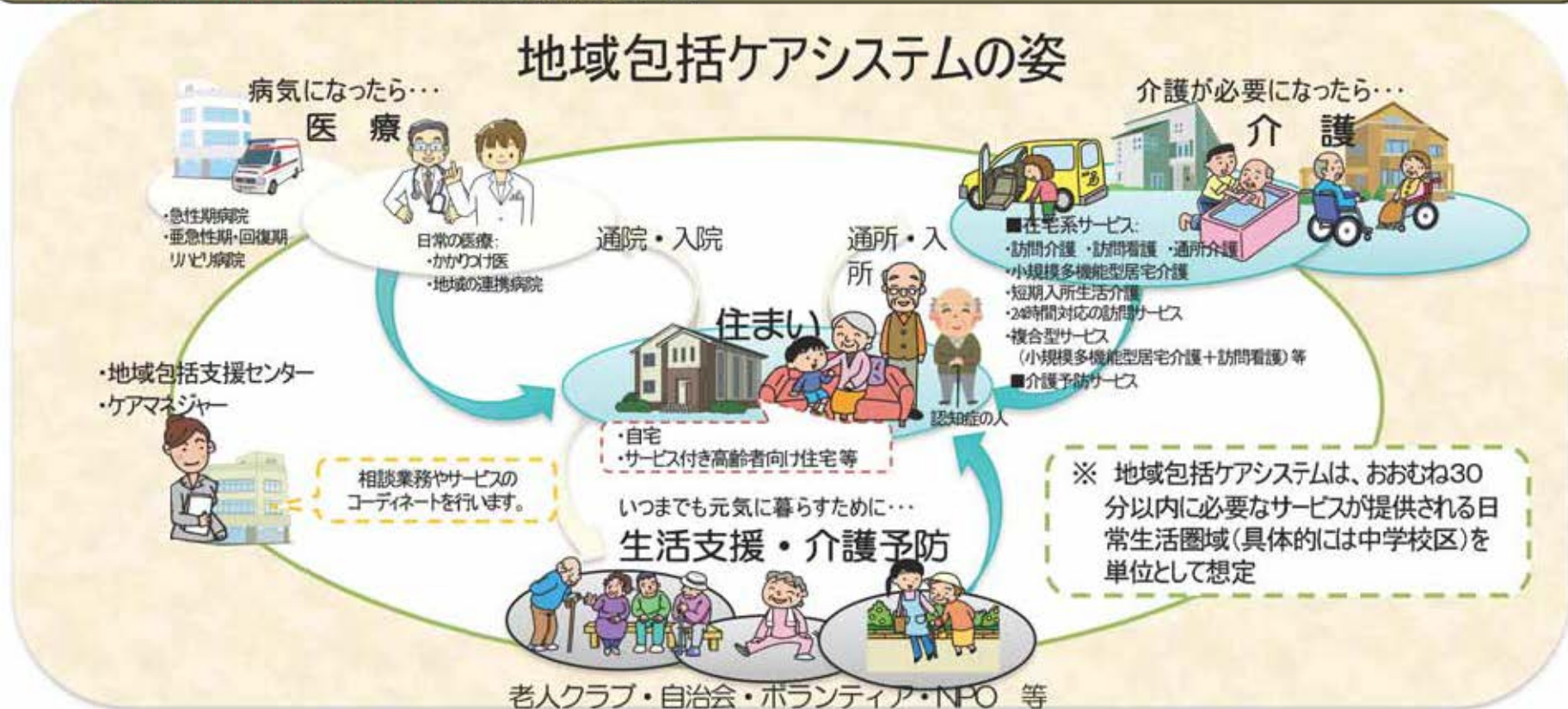
## 介護保険制度を巡るこれまでの経緯

	1997年(平成9年)	12月	介護保険法成立
第1期	2000年(平成12年)	4月	介護保険法施行
第2期	2003年(平成15年)	4月	介護報酬改定(改定率▲2.3%:在宅サービスの充実等)
	2005年(平成17年)	6月	介護保険法等の一部を改正する法律(※1)成立
		10月	改正法(※1)の一部施行(施設給付の見直し)
第3期	2006年(平成18年)	4月	改正法(※1)の全面施行(予防給付、地域密着型サービス創設等) 介護報酬改定 (改定率▲0.5%:予防重視型システムへの対応、地域密着型サービスの創設)
	2008年(平成20年)	5月	介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(※2)成立
第4期	2009年(平成21年)	4月	介護報酬改定(改定率プラス3.0%:介護従事者の処遇改善等)
		5月	改正法(※2)の全面施行(業務管理の体制整備、サービス確保対策等)
	2011年(平成23年)	6月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(※3)成立・公布、一部施行(介護療養病床の転換期限の延長、介護福祉士資格取得方法の見直しの延期等)
第5期	2012年(平成24年)	4月	改正法(※3)の全面施行(新サービスの創設、介護職員等によるたんの吸引等の実施、保険料の上昇緩和のための財政安定化基金の取崩し等)

<今後の動向>平成24年4月～ : 診療報酬・介護報酬同時改定

## 2. 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



# ①地域包括システム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム**の構築を実現していく。

- **持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律**（第4条第4項）H25.12公布

## 地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

## **介護保険法**（第5条第3項）H23.6改正

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防（中略）並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

6

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

## 2) 本テーマをめぐる検討課題

# 1. 介護予防・総合事業

## 第1 総合事業に関する総則的な事項

### 1 事業の目的・考え方

#### (1) 総合事業の趣旨 (P1~)

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

#### (2) 背景・基本的考え方 (P3~)

##### イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

##### ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

##### ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

##### ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

##### ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

##### ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。



## 第3 生活支援・介護予防サービスの充実

### 1 基本的な考え方 (P28~)

- 地域支援事業の生活支援体制整備事業の活用などにより、市町村を中心とした支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要。市町村の参考のため、具体的な取組例を取りまとめ。

### 2 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組 (P30~)

- 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置等(「生活支援体制整備事業」)を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取組を積極的に進める。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、以下の取組を総合的に推進。

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起  | ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 |
| ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ | ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 |
| ③ 関係者のネットワーク化             | ⑥ ニーズとサービスのマッチング      |

＜生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)＞

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。

＜協議体＞

各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

### 3 住民主体の支援活動の推進 (P34~)

- 生活支援の担い手となる者の知識・スキルの向上はより良い生活支援に資するため、担い手に対し、市町村が中心となって、介護保険制度、高齢者の特徴と対応、認知症の理解などについての各種研修を実施するのが望ましい。
- 高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与するボランティアポイント制度が市町村において実施されており、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能。

### 4 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用 (P38~)

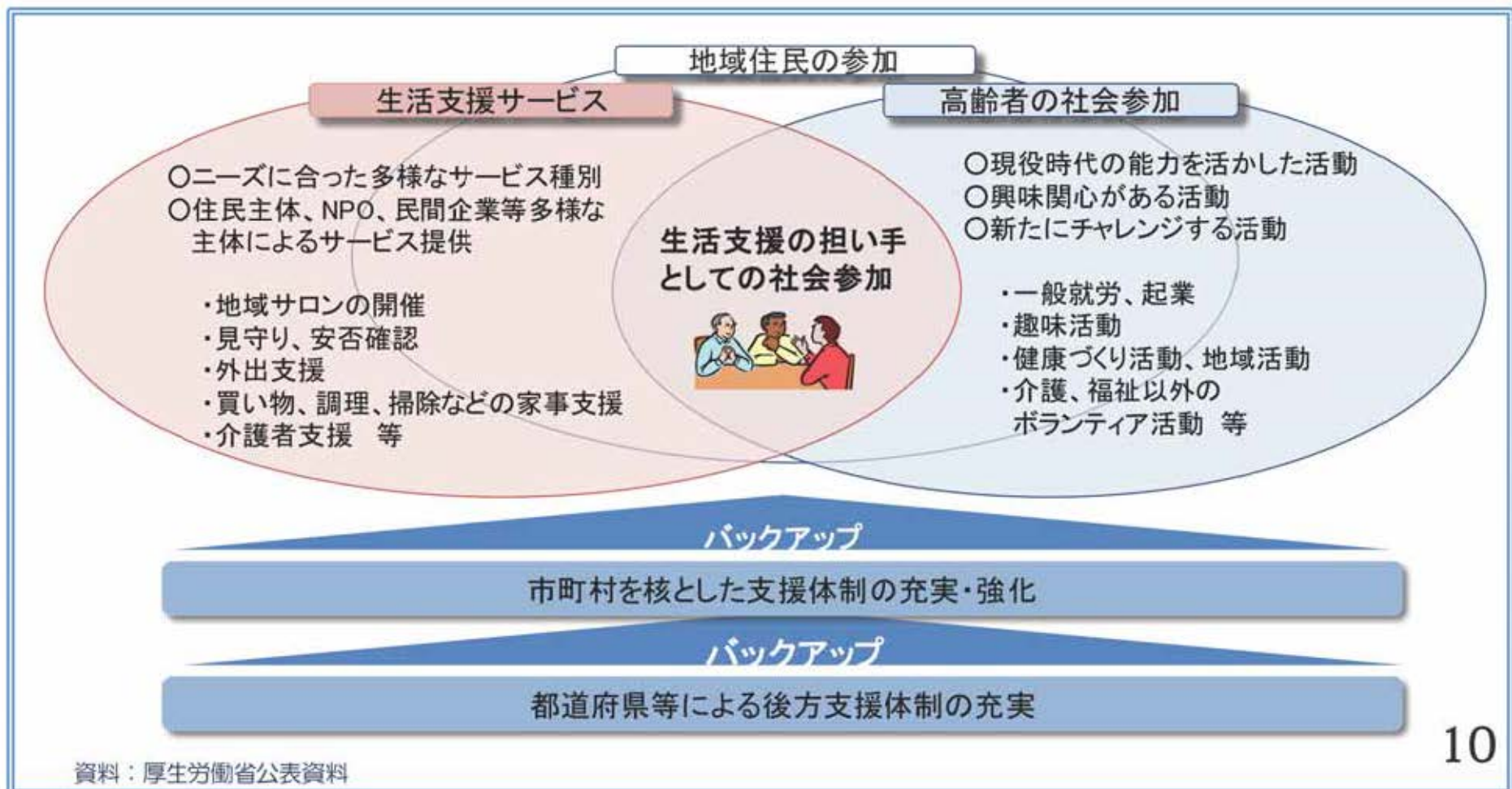
- 個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や資源開発、施策化を図っていく地域ケア会議を、積極的に活用。また、サービス開発の際、既存の地域資源(NPO、ボランティア、地縁組織、社協、介護事業者、民間企業等)や他施策による取組等についても活用。

(参考)新地域支援構想会議の提言(「新地域支援構想」)

助け合い活動を行う側から、総合事業で主体的に役割を果たしていこうとの趣旨でとりまとめ。市町村において制度設計・事業運営を行っている上で参考にすることが有益。(「助け合い活動」を実践している非営利の全国的組織による「新地域支援構想会議」が提言)

# 生活支援サービスの充実と 高齢者の社会参加を取り巻く状況

● 高齢者の中でも、要介護・要支援状態に至っていない元気な方は多く、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことは、生きがいや介護予防にもつながる。そのような社会参加の機会の一つとして、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となることが期待されている。



## 課題1. 生活支援・地域福祉コーディネーターの関わり

### ①生活支援コーディネーター 地域包括支援センターを軸に

- ・高齢期の医療・介護・予防・住まい・生活支援/
- ・介護予防を一体的に提供、日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定している。
- ・地域支援を軸
- ・生活支援体制整備事業は地域包括ケアシステムの構築を専門職にまかせたりにするのではなく、住民が地域包括ケアシステムの担い手として関わるきっかけをつくる取り組みともいえる。

### ②地域福祉コーディネーター 地域共生社会

- ・子ども等への支援や、複合課題にも広げたもの、全世代対象、地域生活課題に対応する総合支援の拠点としてふさわしい拠点を圏域ごとに設置(左記と一緒にする場合とさらに広がる場合とがある)
- ・個別支援を軸に
- ・生活困窮者支援における重要な役割を担っている

### ③考察

○地域包括ケアシステム、地域共生社会に関わる「我がごと、丸ごと」に関しては、人口規模や高齢化率、世帯状況、財政等と言及しておらず、国の一律的関与に限界がある。各市区町村で対応が異なる。その意味では、格差が生まれている。

○地域の資源を動員した総合的なケア＝地域包括ケア、地域共生社会づくりが必要。すなわち、福祉のまちづくりと共通。

○方針と体制を明確化したうえで、独自の戦略を立てる必要がある。

○その際、行政、社協、社会福祉法人、事業者、NPO、ボランティアとの関係や理解がこれまで以上に重要になるり、カギになる。

⇒圏域の検討が必要。

## 2.

## 協議体の目的・役割等について

### 設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置する**ことにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

### 役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進  
(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

### 設置主体

**設置主体は市町村**であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

### 構成団体等

- 行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- コーディネーター
- 地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

基本である計画づくり  
山梨県笛吹市




### 石和



- ・温泉地帯がたくさんある。
- ・大きいお寺が沢山ある。
- ・病院も多い。
- ・駅や道路、バス停がある。
- ・子どもたちが元気に挨拶をする。
- ・観光地でイベントが多い。
- ・元気な高齢者が多い。
- ・農業以外に色々な産業がある。



- ・身近な個人商店が少ない。
- ・空き家が増えている。
- ・若い人の自治会への参加が減少。
- ・道路に雪打が少ない。
- ・表札がない家も多い。
- ・地域の活動に参加しない人が増えている。
- ・地域の情報が入手しづらい。



## 7町の住民が地域の『いいところ』『困ったところ・気になるところ』そして『自分にできそうなこと』『地域の人との支えあいによってできそうなこと』のアイデアを出しました！



- ① 地域福祉活動計画と町の活動実践について説明。(20分)
- ② 自己紹介。グループ名を決める。(5分)
- ③ ビンクの付箋に町の『いいところ』を思いつく限り書く。(10分)
- ④ 次に、ブルーの付箋に町の『困ったところ』を思いつく限り書く。(10分)

人がおもしろいのは・・・

よろしくお願いたします。

### 境川



- ・中央分岐のせきらがすばらしい。
- ・南平町ICに近く、交通アクセスが良い。
- ・温泉や公園など交流施設が作られる。
- ・夜暮がきれい。
- ・全戸の住民が知りたいわかる。



- ・3地区のつながりが無い。
- ・人口減少と高齢化、未婚者も増えている。
- ・農業の衰退による自然環境の変化。
- ・学校、保育園が閉鎖。
- ・(スクールバス)対向。
- ・遊歩、おもしろくない。
- ・近くにお店がない。
- ・合併交通機関がない。
- ・バスリバスだけでは不便。

### 八代



- ・人と人、近所、地域のつながりやまとまりがある。
- ・交流する機会や行事がたくさんある。
- ・高齢者が元気でよく歩く。
- ・ボランティアの活動が盛んである。
- ・リニア賞賛額が見られる。
- ・スマートインターが使える。
- ・大きな公園がある。



- ・空き家や休耕地が増えてきている。
- ・若い人の働く場所が少ない。
- ・少子高齢化になっている。また一人暮らしが多くなってきた。
- ・新住民との交流がない。
- ・地区行事が縮小化している。
- ・小児科がない、大きな病院がない。
- ・交通量の増加や道路が狭い。
- ・合併交通の便が悪い。



### 一宮

- ・地域のよさを発信。
- ・SNSの活用いろんな人へ情報を流す!
- ・地域の事に関心を持って協力、参加。
- ・畑の活用方法について農家、地域の人と話し合う。
- ・地域皆で子育て参加。
- ・高齢者や子育てママとの交流!皆で集まって楽しく語る。
- ・地域ぐるみのあいさつ運動を推進する。

- ・農業を続けていく。
- ・健康でいること。
- ・行事に参加する。
- ・近所との付き合いをする。
- ・家庭菜園として農地を住民に解放する。
- ・いきいきサロンに参加する。
- ・ボランティア活動に訪う。
- ・困ったことの相談にのる。



### 御坂



### 石和

- ・休耕地を借りて野菜を作る。
- ・地域の行事に積極的に参加する。
- ・趣味を生かして仲間作り。
- ・散歩のついでにごみ拾いをする。
- ・通学路で子どもたちに挨拶をする。
- ・地区の行事を隣近所で訪って参加。
- ・近所に野菜や果物を配る。

- ・人とのつながりは声かけから!大人同士も挨拶を活発にする。
- ・ボランティアの積極的参加。
- ・八代のよさを自慢しよう。広げよう。情報発信。(再発見マップ 掲示物) ⇒移住促進。
- ・高齢者への支援をしよう。(ゴミ出し、話し相手)
- ・環境美化活動の推進。
- ・資源の活用。(エコBOX 空き地 空き家)
- ・公民館活動のメニューの検討、地区の行事に積極的に参加。

### 八代



## 発表

8  
作った模造紙に  
⑤と⑥の2枚に沿  
ってグループごとに  
発表。

7  
はじめに何から取り  
組めそうか具体案を  
発表に向けてグルー  
プでまとめる。(10分)

- ・近所見守り、声かけ、安否確認をする。
- ・近所の人の買い物ごみだし、雪かきを手伝う。
- ・イベントを企画参加する。
- ・農業等の後継者の育成。
- ・移住定住の条件を整える。(空家、相談窓口、情報発信)
- ・子育て支援、山村留学など市に働きかける。

### 芦川



### 春日居

- ・地域行事には積極的に参加し、地域の人をもっとよく知る。
- ・地域みんなであいさつをする。(まずは家庭から)
- ・見守りたいのたすきを常時かけ、集団兼下校の見守りを実施する。
- ・自分でできるボランティアをする。
- ・本を読む子育てる。(豊かな心を育てるために)



### 境川

- ・買い物頼んだり、頼まれる関係づくり。
- ・気軽に声を掛け合い、車に乗せてあげる。
- ・神社等の環境美化活動をする。
- ・地域で見守る人を増やす、声掛けをする。
- ・新年会や忘年会を誘い合って続けていく。
- ・災害時の組単位での助け合い。

※地域ごとにほか内容の一部を掲載いたしました。



### 3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

#### 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

##### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

##### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)  
(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

##### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

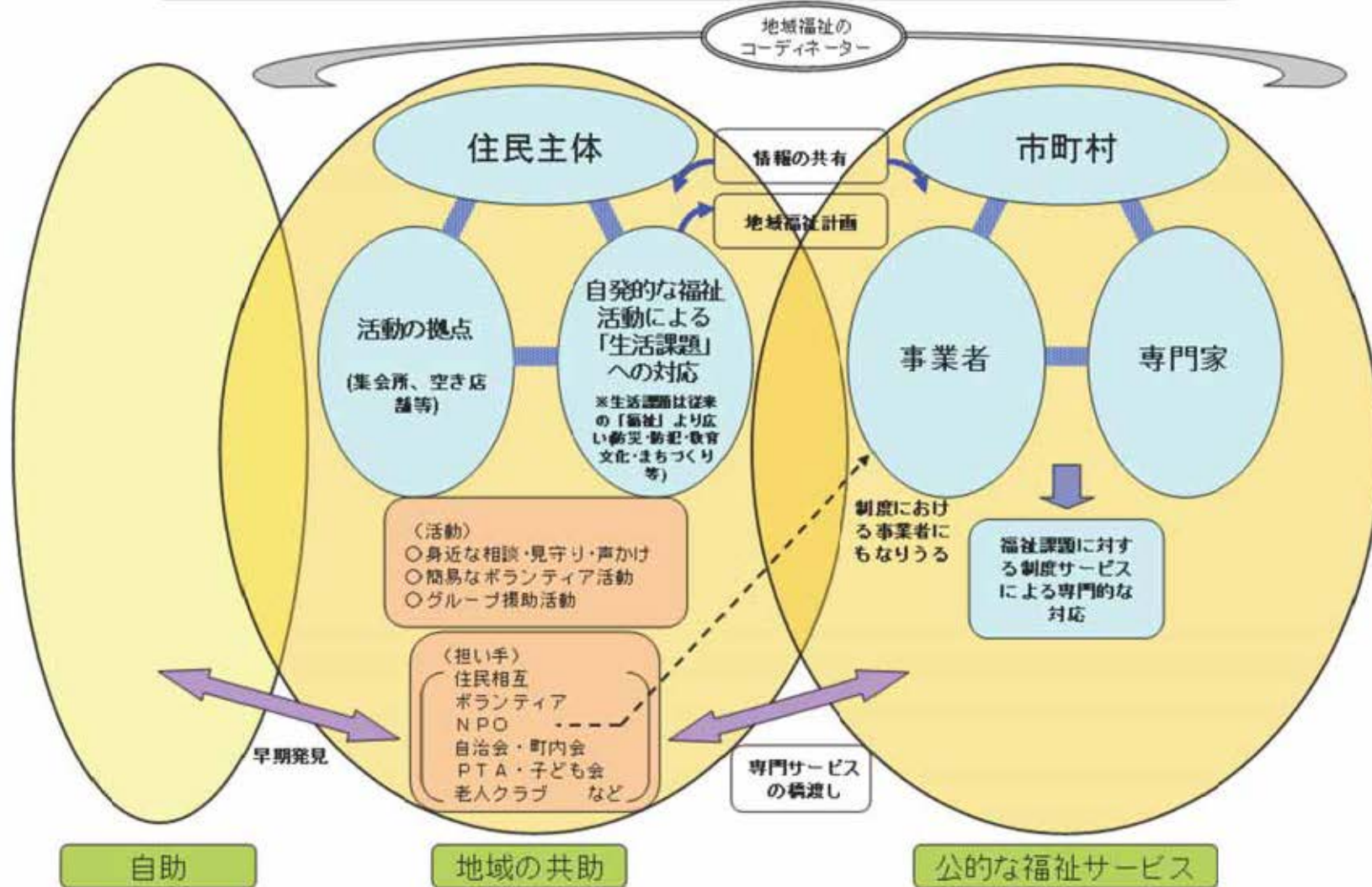
#### 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に**新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



# 地域における「新たな支え合い」の概念

住民と行政の協働による新しい福祉



合意形成を目指したプロセス重視・耕してきた土壌に種をまく活動

# 地域ケアネットワーク

## 子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために

地域ケアネットワーク(以下、ケアネット)とは、7つのコミュニティ住区を基盤エリアとして、地域の住民団体や関係団体が連携する支え合いの仕組みです。ケアネットでは、地域の課題・問題の解決に向けた協議を行うとともに、地域サロンやちょっとした生活のお手伝いなど、各地域に合った取り組みを、その地域が持つ「福祉力」を生かして、企画・実施しています。

### ◆各ケアネット ※( )内は設立時期



### 主な構成団体・機関など

住民協議会／町会・自治会・商店会・商工会・老人クラブ／NPO法人や給食・傾聴などのボランティア団体／医師会・歯科医師会・薬剤師会／シルバー人材センター・福祉事業所など／地域包括支援センター・障がい者支援施設・子育て支援施設など／社会福祉協議会・ほのぼのネット／地域福祉ファシリテーター／民生・児童委員協議会／学校・保育園・児童館など／行政機関(市・警察・消防・保健所など)



サロン活動の様子(フラダンス)

## 地域ケアネットワークのポイント

### ①自助・共助・公助による地域づくり

「本人や家族による＜自助＞と、行政による福祉サービス・事業などの＜公助＞の間に、行政と地域住民・活動団体・関係機関・事業者が協働する＜共助＞の関係を作り、連携しながらそれぞれの長所を生かして地域課題の解決を目指していくものです。また、活動の担い手となる人材の養成にも取り組んでいます。」と明確にローカルガバナンスの視点が示されている

### ②合意形成を目指したプロセスの重視

従来のコミュニティセンターの圏域に地域ケアネットワークを創設するにあたっては、目標、活動内容、役割、連携について、丁寧に合意を図っている。地域社会が、住民相互の理解や協力によって成り立っていること、また今日の生活問題の広がりを考えると、まさに住民すべてが当事者であること、そして推進者であるという合意形成が必要である。

### ③地域活動の担い手づくりの推進

一人ぐらし高齢者宅などを訪問して話を聴く傾聴ボランティア、自らが住む地域を大切に思い、地域の課題発見や、福祉活動の企画、様々な住民や当事者の力を活用し、地域ケアネットワークの活動をサポートする住民の活動者である地域福祉ファシリテーターの養成を進めている。

### ④今まで耕してきた土壤に種をまく活動

先に述べたように、三鷹市には、コミュニティセンターを軸とする活動があり、行政も政策として明記し、支援してきた。今までに市民と行政等が協働して積み上げた実績があり、耕した土壤に地域ケアネットワークの種をまいたのである。したがって、それぞれの地域の個性が反映しており、無理がない形で活動が推進されている。



#### 4. それぞれが「自分らしく居られる」場づくり 幼老連携



富山型デイサービス  
このゆびとまれ



「このゆびと一まれ」で育った私

富山市立藤ノ木小学校5年 岩本万由子

私は、一歳の時から「このゆびと一まれ」で育ててもらいました。あまりにも病弱で、保育所に行けなかったため、両親がいろいろなところに相談してようやくあずかってもらえたそうです。「このゆび」は、日本で初めての「富山型」といわれる、誰でもいつでも受け入れるデイサービスを実施したところでは

「このゆび」に来ている人は、お年寄りも、障害のある人も、子供たちもみんな元気です。笑ったり、おしゃべりをしたりととてもにぎやかで、みんなが楽しそうにしています。〈略〉

私も赤ちゃんのころ、利用者のおばあさんによくだっこしてもらったり、あやしてもらっていたそうです。でも、実はそのおばあさんは重症の認知症だったようですが、自分では「このゆび」に働きに来てると思っていたそうで、そのころの写真を見ても、本当にかわいがってもらったんだなあと、ありがたい気持ちでいっぱいになります。



「このゆび」に來ていると、障害のある人もジロジロ見られたり、かわいそうになんて言われることもなくて、みんな自分でできることを精一杯やって「役に立っている」自分に自信をもって、いきいきと過ごしています。

私は、障害があるから「かわいそうな人」なのではなく、「障害があってもがんばっている人」といっしょに過ごして、協力し合っていくことがお互いのために大事だと思います。〈略〉

障害のある人にはどのくらい具合が悪いか考えて接するかが大切だろうと考えて、なかなか積極的にかかわれない人が多いと聞きます。でも「このゆび」のように自然にお互いの良いところを認め合って過ごすことから始めればいいのだと思います。〈略〉

私は秋に「このゆび」のメンバーとしてリレーマラソン大会に参加します。車いすの人たちといっしょに一人二キロずつ走るこの大会で、力いっぱい走りたいです。

これからも「このゆび」に集まるみんなが気持ちよく過ごせるように、少しでも役に立っていきたいです。

平成17年度心の輪を広げる体験作文 内閣府優秀賞受賞、富山県最優秀賞受賞

## 5. ふれあい・いきいきサロン

①ふれあい・いきいきサロンについては、約90%の社協が設置していると回答。設置箇所数は全体で約6万となり、1社協あたり平均は50か所である。過去の社協活動実態調査結果と比較すると、平成17年度では実施社協割合が71.8%、設置箇所数が約4万、平成21年度調査ではそれぞれ80%、5万3千で伸びている。

②主な対象としては、高齢者が最も多く80%を超える。次いで子育て家庭約7%、複合型約6%となっている。その他としては、介護者のサロン、青少年の居場所づくり、被災者、避難者のサロン、退職シニア、ひきこもりの青年、小中学生の学習支援等、実施。

③社協が呼びかけて行っているサロン(約4万)について、おおよその開催回数は、月1回のサロンが最も多く、約50%。週1回以上開催しているサロンが約5%にとどまった。平成23年度の参加者数(概数)は合計で約608万人。

民生委員・児童委員の協力について、「参加の呼びかけや参加者の発掘」が約80%、「住民、自治会・町内会等への協力の呼びかけ」が50%など、さまざまな面でサロンの運営について連携していることがわかった。(平成24年度社協活動実態調査報告)



## 高知市健康体操

## 保育園児との交流



## 資料 閉じこもりの要因

### <身体的要因>

- ・外出したいが体力がない。・たったりしゃがんだりしがづらい。
- ・歩きにくい → 対策・体力維持改善のための体操・集団での園芸・畑仕事・散策など屋外活動

### <心理的要因>

- ・外出したいが転ぶのではないかと不安である。→ 外出練習
  - ・買い物ができるか不安である。→ 買い物練習
  - ・公共の乗り物を利用できるか不安である。→ 交通機関利用練習
  - ・身体の障害や老化により、何をするのにも自信がない。
  - ・何もすることがない。何もしたくない。
- 対策・趣味や楽しみなどの「したい活動」の機会を提供、「できる活動」になるよう支援する。・交流の場の提供・碁や俳句など趣味の教室

### <社会環境的要因>

- ・一人暮らしであるため、孤立している。・高齢により、親しい友人がいなくなった。・家族の理解がなく、外出を止められたり、役割を喪失している。→ 家族教室の開催・玄関に階段があり、一人での外出が困難である。→ 家屋など環境調整・家が交通のアクセスに不便なところにある。・歩いて趣味活動や体操など健康を維持する場所がない。→ 社会資源の情報提供

## 課題2. 資源を活用する

「人」問題解決に取り組む当事者、医師、保健師、社会福祉士・ケアワーカー・ケアマネジメント等の専門職、住民、ボランティアといった保健医療福祉等に関わる広い人材

「もの」保健・医療・福祉・教育・公民館等の施設、サービス・活動、物品はもちろん、住民関係、地域関係、またボランティア協議会、医療保健福祉等の専門職ネットワーク等のネットワーク

「金」補助金・委託金、寄付金、収益、研究補助金

「とき」就業時間、ボランティアが活動する時間。課題を共有化し取り組むチャンス

「知らせ」上記の資源情報、サービス利用者情報、相談窓口における情報等のニーズ情報、計画策定に必要な統計等の管理情報

# シャッター街 の再生



## 課題3. キーパーソンの役割

『地域のキーパーソンとつながる・協働するー地域福祉コーディネーターと協働する住民に関する研究委員会』 都社協

### ①キーパーソンとは

- ・地域福祉コーディネーターとともに活動する地域福祉活動の推進者である住民
- ・地域福祉コーディネーターが地域に働きかけるためには、全ての地域住民一人一人に働きかける事は不可能。実際には、地域の様々な組織、団体の役員、地域の世話やき等キーパーソンに働きかけ、一緒に活動を進めていく事になる
- ・キーパーソンは、地域福祉コーディネーターが地域に働きかける場合の働きかけ先であり、同時に地域福祉コーディネーターに地域情報を提供したり、地域の様々な活動者とのつなぎ役、仲間づくりや活動を呼び掛け等の役割を持つ

## ②キーパーソンの特性

### ○特徴的な要素

世話づき、人に関心がある、人生経験が活動に反映、思いを形にする力、自己実現、自他ともに成長、活動の継続性を意識、和を大切に、調整から雑用までこなす、マネジメント力、言いたしっぺ・呼びかけ、つながりの大切さ自覚等

○キーパーソンが住民ならの立場を生かしてコーディネート機能、ファシリテート機能、媒介機能を発揮し、地域の課題解決活動を行っている

○キーパーソンはオールマイティな人ととらえるのは適切ではない

○様々な場面により役割が入れ替わり、活動場面が、地縁型かテーマ型でも違いが見られる

○地域福祉コーディネーターの活動の成否は、地域のキーパーソンを発見し、働きかけ、つながりを強め、活動を支援し、伴走し継続的な関係を醸成し、成長を支援し、信頼関係をつくる事が出来るかにかかっている



### 3) 私見

## 1. 介護人材の養成・確保

全国の問題です。高齢者保健福祉計画策定委員会においても、随分検討しましたが、解決したとは思っていません。市区長村に関しては、事業者と、働き方、労働環境とともに、仕事を辞める要因への対応が大切と思います。

2. 関係人材が活動しやすいように、人材の権限、役割を政策的に明確にすること。またインフォーマルケアに対する支援を怠ると地域は疲弊していきます。

3. 圏域の明確化による効率的協働の可能性を模索して下さい。

4. 行政内部における各担当課の協働ができるか、問われていると思います。武蔵野市健康福祉総合計画推進会議等の取り組みは大切です

5. 社会資源としての人材の開発をご検討下さい。キイパーソンについてご検討下さい、また、認知症サポーター等、養成したものの、活動支援が不十分な人材はたくさんいるのでは？旭川市のステップアップ研修で学びました。

6. 当事者の参加の可能性を模索して頂けませんか。また。生活困窮者である方も、働く場、活動する場は？